

改版履歴

- 1995. 10. 27
- 1995. 10. 28
- 1996. 1. 17
- 1996. 3. 27
- 1996. 4. 8
- 1996. 5. 23 (1996年4月26日開催の会合決議による修正を反映)
- 2000. 7. 19 (改定案)
- 2000. 7. 21 (2000年7月19日開催の会合決議を反映して修正)
- 2006. 4. 4 (個人情報保護に対応した規約改定案)
- 2006. 4. 24 (2006年4月21日開催の会合決議を反映して修正)
- 2007. 4. 3 (本拠所在地に関する規約改定案)
- 2007. 4. 23 (2007年4月20日開催の会合決議を反映して修正)
- 2007. 7. 3 (顧問の新設及び付属書3に関する規約改定案)
- 2007. 7. 23 (2007年7月20日開催の会合決議を反映して修正)
- 2007. 12. 27 (役員会の議決を反映して付属書5を修正)
- 2011. 1. 21 (役員会の議決を反映して付属書3を修正)
- 2011. 7. 25 (2011年7月22日開催の会合決議を反映して修正)
- 2015. 4. 20 (2015年4月17日開催の会合決議を反映して修正)
- 2016. 1. 25 (2016年1月22日開催の会合決議を反映して修正)
- 2017. 12. 7 (役員会の議決を反映して付属書4を修正)

日本ファンクションポイントユーザ会規約

第1条 総則

本会は、IFPUG日本会員連絡協議会を継承して組織された団体であり、日本国内のファンクションポイント法を利用する、あるいは、ファンクションポイント法に興味を持つ団体あるいは個人により構成される。

本会は、米国にあるファンクションポイント法のユーザ団体である International Function Point Users Group (略称 IFPUG。以下 IFPUG を使用する) の規約に則った正規の日本支部である。

第2条 名称

第1項

本会は、日本ファンクションポイントユーザ会と称しその略称を JFPUG とする。英語名は

Japan Function Point Users Group とする。

第2項

本会は、本拠を付属書5で定める所在地に置く。

第3条 目的

第1項

本会は、IFPUG が唱えるファンクションポイント法（以下 IFPUG 法）の日本国内における理解と普及、その利用法の検討、さらに、ファンクションポイント法を通じたソフトウェアの定量化手法、さらにはソフトウェア一般の定量化手法の検討を主な目的とする。また、これらの活動を通して会員相互の情報交換と親睦を図る。

第2項

本会は、上記目的を遂行するために必要であればファンクションポイント法あるいはソフトウェアに関連のある各種団体と交流を行う。

第4条 IFPUG との関係

第1項 IFPUG のドキュメント

IFPUG がその支部に対して供与するドキュメントは付属書1に定めるように配布する。ただし、IFPUG が供与を停止した場合はこの限りではない。

第2項 IFPUG 及び他支部の会員の処遇

本会は、IFPUG の会員及び IFPUG の支部から要求があれば、それらの会員に対して可能な限り本会の会員と同等の便宜を図れるようにする。

第5条 会員

第1項 会員となるための条件

本会の会員は、日本国内で活動する法人またはその部門、または個人でなければならない。法人の会員を法人会員、個人の会員を個人会員と呼ぶ。また、個人会員のうち会費を免除される個人会員を特別会員と呼ぶ。

第2項 会員資格の取得（加入）

会員になろうとする（以下、加入する）ものは、代表者1名を指名して事務局に申し込まなければならない。法人は申込が受理された時点で会員の資格を取得する。個人会員及び特別会員は、本規約8条3項で定める役員会（以下役員会）の議決の後に会員の資格を取得する。

役員会が特別会員を議決した場合、速やかに会合に報告しなければならない。

第3項 法人会員加入の拒否

役員会は、役員会の議決をへて法人の加入を拒否することができる。この場合、拒否の事実を速やかに会合に報告しなければならない。

第4項 会員の義務

会員は、本会の目的達成のため、相互に協力しなければならない。

第5項 会員資格の継続

会員の資格は、本条第6項に該当するか第7項の規定に基づいて退会の意志を届けずに限り自動的に継続される。

第6項 会員資格の喪失

1. 会員が当該年度の会計年度が終了する3月31日までに会費を納入しなかったときは、本会会員の資格を喪失する。

2. 会員が著しく本会の名誉を毀損した場合、あるいは、著しく本会の不利益となる行為を行った場合、会合の議決により当該会員を除名する事ができる。

第7項 退会

会員の意志により退会するときは、退会の2カ月前までに事務局にその旨を書面により届けなければならない。

第6条 会計年度と会費

第1項 会計年度

本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第2項 会費

会員は毎年6月末日までに付属書2に定める額の会費を支払わなければならない。

第3項 会費の返却

払い込まれた会費はいかなる理由によっても返却しない。

第7条 機関誌

本会は、会員間の情報交換を促進するために会報を発行する。

第8条 役員

第1項 役員の数と責務

本会は、付属書3に定める役員を置く。

第2項 役員を選任及び任期

役員は、会員による自薦・他薦の候補の中より会合の議決により選出する。選出は、原則として各年度の最後の会合において行う。任期は翌年度の総会終了時点から翌々年度の総会終了時点までとし、再選を妨げない。

第3項 役員会

1. 本会を円滑に運営するため、役員会を開催する。役員会の議長は会長が務める。
2. 役員会は全役員数の3分の2以上の出席で成立する。
3. 役員会の総意は議決によって決められる。役員会の議決は、監査役員を除く出席役員数の過半数の賛成により成立する。監査役員は議決に参加できない。賛否同数の時は、議長の裁量に

より決する。

第4項 参事の依頼

役員は、その職務の遂行に必要と認めるとき、役員会の議決の後、会員に業務の分担を依頼できる。この会員を参事と呼ぶ。参事を依頼したときには直近の会合に報告しなければならない。

第5項 役員の退任・解任と補充

1. 役員は任期の満了以前に、役員会の議決を経て退任できる。
2. 役員が本会の会員の資格を喪失したときは、自動的に役員を解任される。
3. 役員が退任・解任により欠員となった場合、当該退任・解任の直近の会合で当該役員の選任を行わなければならない。
4. 新たに選任された役員の任期は、選任された日から退任・解任となった役員の選任時に予定されていた任期満了までとする。

第9条 名誉会長及び顧問

第1項 名誉会長

1. 本会やファンクションポイント法の普及に功績のある人、あるいはソフトウェア工学に業績があり本会の趣旨を理解し、本会発展のために尽力できる有識者を名誉会長に委嘱することができる。
2. 名誉会長の委嘱は役員会での推薦の後、会合での議決によって決められる。
3. 名誉会長は本会に助言を与える以外に職責を持たない。
4. 名誉会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第2項 顧問

1. 本会やファンクションポイント法の普及、あるいはソフトウェア工学に貢献し、本会の趣旨を理解し、本会の諮問に対して助言できる有識者を顧問に委嘱することができる。
2. 顧問の委嘱は役員会での推薦の後、会合での議決によって決められる。
3. 顧問は本会に助言を与える以外に職責を持たない。
4. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 事務局

本会は、その運営の円滑化のため事務局を設置する。事務局は事務局長が管理運営する。

第11条 会合

第1項 総会

本会は、各会計年度の当初に以下を審議し議決する会合を開かななければならない。この会合を総会と呼ぶ。

1. 前年度の活動報告と当該年度の活動計画

2. 前年度の決算報告と当該年度の予算案

3. 前年度の活動の監査

総会は定足数を満たしたときに成立する。

第2項 定例会合

本会は、総会を含め毎年2回以上の定例の会合を開催する。日時及び場所は事務局が設定し、2週間前までに会員に通知する。

第3項 参加資格

会合には、会員の代表者、及び、会員が法人である場合、その法人に属するものが参加できる。

第4項 議長

会合の議長は、会長が務める。会長不在の場合は、副会長が、副会長も不在の場合は、その他の役員が議長を務める。

第5項 定足数

会合は、当該会合に会員の過半数が出席しているとき定足数を満たす。なお、定足数には委任状による出席も含める。白紙による委任は、議長に委任されたと見なす。

第6項 議決機関

本会の総意は、会合における議決によってのみ決められる。会合の議決は、会合が定足数を満たしているときにのみ有効となる。

第7項 投票権

登録された会員毎に1票のみ投票することができる。

第8項 議決事項の通知

議決が必要な事項は、2週間前までに会員にその概要と議決を行う会合の時期、場所が事務局を通して通知されなければならない。ただし、会合に出席している会員3分の2の承諾があればこの限りでない。

第9項 議決の方法

議決が必要な事項は、会合に出席した会員の過半数の賛成により可決される。賛否同数の場合は、議長の判断による。

第10項 IFPUG法の計測規則の改変

IFPUG法の計測規則の改変は会合の議決を必要とする。

第12条 作業部会

1. 会長は必要に応じて、会合の議決を得た後、各種の作業部会を設置することができる。作業部会の責任者は会長が役員の中から指名する。作業部会のメンバは責任者が会員の中より依頼することとする。作業部会の活動方法は担当の役員が決定する。

2. 作業部会の活動内容は総会において報告されなければならない。

第13条 機密保護

第1項 著作物の保護

本会は機密保護に関して以下の規定を定める。

(1) I F P U Gが配付する資料についてはI F P U Gが定める規定に従う。

(2) 本会会員が提供する資料は、当該提供会員の指示に従う。

(3) 本会の活動の結果作成された資料は、以下の著作権表示、もしくは、本会作成の情報である旨を明示した場合に限り、会員が会員の組織内で自由に使用することができる。該資料の非会員への配布は個別に役員会により議決する。

(C) 日本ファンクションポイントユーザ会、「年号表示」

または、(C) J F P U G、年号表示

ただし、「年号表示」は、1995等の西暦表示とする。

第2項 個人情報の保護

会員の個人情報を保護するため、会員の個人情報に関する方針と運営方法を付属書4に定める。

第14条 規約の改廃

第1項 付属書を除く本規約の定め

付属書を除く本規約の定めは、会合の議決を経なければ改廃できない。

第2項 付属書の改廃

付属書は、役員会の議決により改廃できる。改廃内容は、遅滞なく会員に通知するとともに、直近の会合に報告しなければならない。

付則 1

本規約は、平成8年4月26日より発効する。

付則 2

本会発足時にI F P U G日本会員連絡協議会の会員であったものは、自動的に本会の会員となる。

付属書 1 IFPUG が供与するドキュメントの配布

本会は、IFPUG が供与するドキュメントを以下のように配布する。

1. 翻訳して配布するマニュアル。

- (1) Counting Practices Manual
- (2) Function Points as Assets Reporting to Management Manual
- (3) Guidelines to Software Measurement Manual

2. IFPUG から送付がある毎に、遅滞なくこれを会員に配布するドキュメント

- (1) IFPUG の機関誌の Metric View
- (2) その他の情報

上記のドキュメントは本会会員には無料で配布する。本会会員以外への配布は IFPUG の定めに従う。

付属書 2. 日本ファンクションポイントユーザ会の会費

本会の会費を以下のように定める。

1. 年会費

法人会員：3万円

個人会員：1万円

2. 中途加入の会員の会費

会計年度の中途から加入する会員は以下の式に定める額あるいは上記会費の何れか安い額を年会費として申し込み時に納めなければならない。

法人会員：

納入会費（万円）＝1＋0.2×当該会計年度の残月数（申込月を含む）

個人会員：

納入会費（万円）＝0.4＋0.05×当該会計年度の残月数（申込月を含む）

付属書 3 本会の役員の種類、人数、責務

1. 役員的人数

本会は、8～12人の役員を置く。

2. 役員の役職

本会は、以下の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

会計役員 1名

事務局長 1名

監査役員 1名

担当役員 3～7名

3. 役員の責務

(1) 会長

本会を代表するとともに、役員会を掌握する。会長は本会がその目的に沿って円滑に運営されるように可能な限り努力しなければならない。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長不在の時はその代行を努める。

(3) 会計役員

本会の収入支出を管理し、翌年度の最初の会合に前年度の決算と当該年度の予算案を報告する。また、必要があれば、その都度直近の会合に収支状況を報告する。

本会の資金の出納は、会計役員もしくは、その指示を受けた者のみが行う。また会計役員は、本会の業務執行及び承認は原則行えず、必ず責務を持つ役員の承認を確認したうえで、出納を行わなければならない。

(4) 事務局長

本会の事務に関わる処理が遅滞なく進行するように努める。事務局長の任務には、会員の登録、勧誘を含む。

(5) 監査役員

本会が規約に沿って運営されていることを監査し、翌年度の最初の会合に報告する。また、本会の運営や会計に疑義が生じた場合は、その都度直近の会合に報告する。

監査役員は、会の運営状況を把握する目的で、適宜役員会に参席するが、議決権は持たない。

(6) 担当役員

本会の運営に必要な定められた役職と責務を遂行する。役職と責務については、選任後の役員会で決定する。

4. 役員選任の手順

- (1) 公示 役員会の議決により次年度の役員人数を決め、役員選挙の公示を行う。会則「第11条 第8項 議決事項の通知」に準じて公示する。
- (2) 立候補者は役員の種類を特定せず、立候補する。
- (3) 総会における役員を選任
- (4) 最初の役員会で役職と責務を決議し、会合に報告する。
- (5) 選出された役員が、その年度の定数に満たなかった場合、兼任ができるものとする。但し会計役員と監査役員については、責務の性質上、他の役員との兼任はできないものとする。
- (6) 年度途中の役職や責務の変更は、役員会の議決を経て行う。役職や責務が変更された場合は、直近の会合に報告する。

付属書 4 会員の個人情報に関する方針と運営方法

1. 個人情報の取扱い方針

本会は会員のプライバシーを保護するため、登録された会員企業担当者(個人会員の場合は会員本人)の個人情報を本人以外に開示しないことを原則とする。会員の個人情報を外部に提供する場合は、必ず事前に利用目的を明示した上で本人の承諾を得ることとし、本人が提供を承認しない個人情報は、適切な方法で保護されなければならない。

2. 個人情報の取扱いに関する運営方法

(1) 本会が会員から取得する個人情報は、「会社名(団体名)」「部署名」「役職」「氏名」「郵便番号・住所」「電話番号」「FAX番号」「eメールアドレス」とする。前記個人情報は、本人の同意なしに開示してはならない。

(2) ただし、「会社名」など法人(団体)に関する情報だけからなる情報は、個人情報として取り扱わない。

(3) 上記(1)の個人情報を本会の活動に協賛する他団体などに提供する場合は、入会時及び登録された代表者の変更時に事務局が期限を定めて提供同意の確認を行う。期限内に回答がない場合は、情報の提供が否認されたものとする。

(4) 役員及び役員により指名された者は、就任時に自筆署名をした機密保持誓約書を本会に提出している場合、会の運営のため必要である場合に限り、取得された全ての個人情報を照会することができる。

(5) 会員が退会した場合、原則として、速やかにその個人情報を削除しなければならない。ただし、会の運営上削除できない場合に限りこれを保持する事ができるが、運営に支障がなくなった時点で直ちに削除しなければならない。また、別に法令がある場合は、これに従う。

(6) 会員が本会を退会後も本会の在籍期間中に取得された個人情報の取扱いは、本会在籍中と同じとする。

(7) セミナーや会合の参加者リストは、実施後、一定期間を経た後、廃棄する。

(8) 会員に配布する会合議事録への出席者に関する記述事項は出席した会社名と人数のみとし、個人情報は記載しない。

付属書 5 JFPUG本拠の所在地

本会は、本拠を下記の事務所内に置く。

東京都港区新橋五丁目12番9号 ABCビル2階